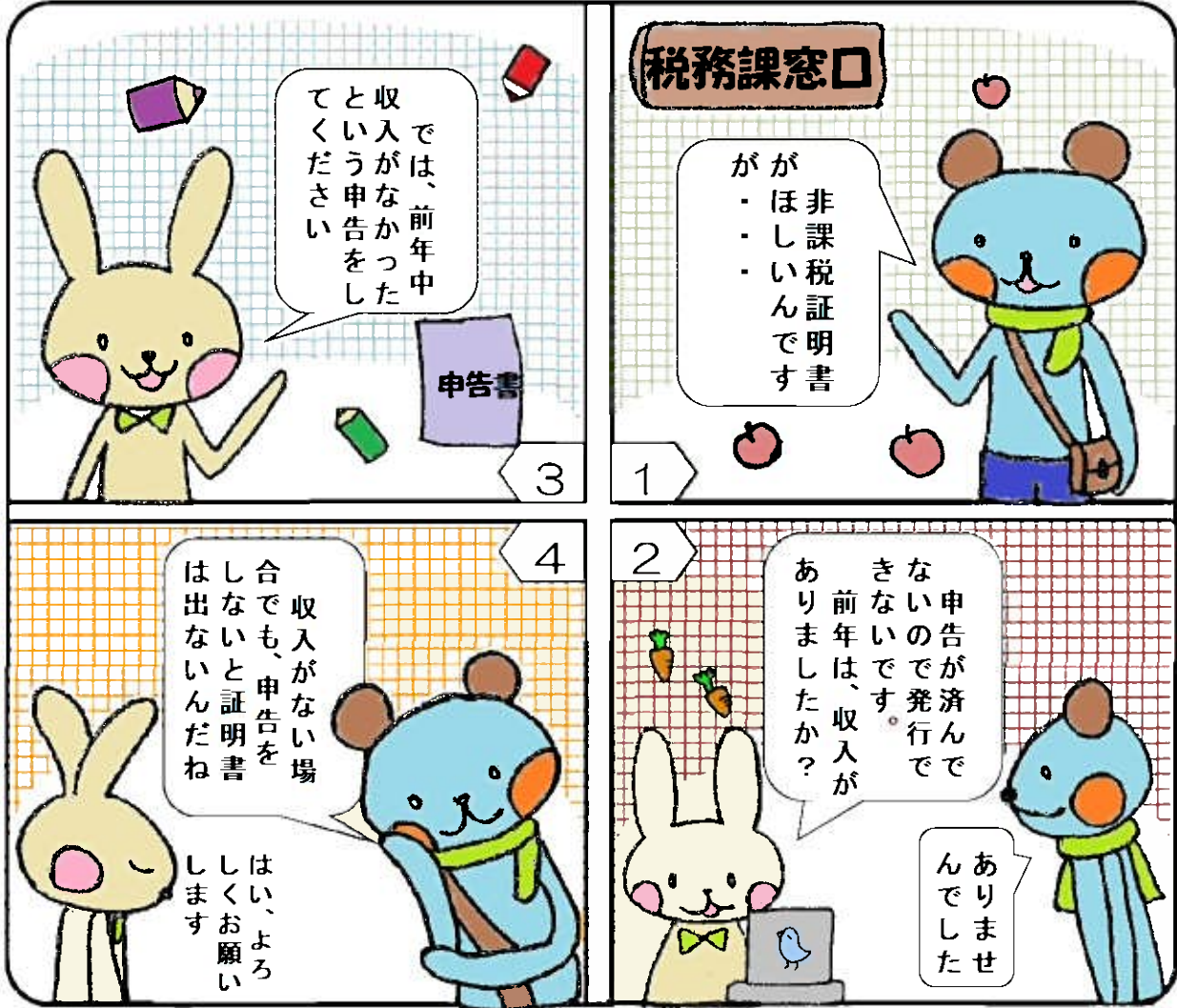


# しながわの区税だより

平成26年1月15日 品川区税務課 発行 代表電話(3777)1111 広町2-1-36

口座振替なら払い忘れもありません

住民税第4期納期限は1月31日です



## 住民税申告の受付が始まります

- ◆受付期間◆ 平成26年2月17日(月)～3月17日(月)
- ◆受付場所◆ 品川区役所 本庁舎 4階 141会議室
- ◆受付時間◆ 8時30分～17時 ※火曜日のみ19時まで  
(本庁舎4階①番窓口にて)



☆☆上記期間中の日曜日でも受付できます。土曜日は受付できません。☆☆

税務署への

確定申告は自宅でもできるe-Taxが便利です

e-Taxの利用が難しい場合は国税庁ホームページで作成できます。  
(<http://www.nta.go.jp>)



申告は郵送  
でも受付して  
います。

# 平成25年度(第47回)中学生の「税についての作文」

## ～優秀作品のご紹介～

全国納税貯蓄組合連合会、国税庁主催の「中学生の『税についての作文』」の優秀作品選考があり、入賞作品が決定しました。

今号では、優秀作品のうち、品川区長賞を受賞されました2作品をご紹介します。

### 品川区長賞

#### 「復興と税金」

品川区立小中一貫校日野学園 九学年 中村 勝紀

一昨年三月十一日、日本中に衝撃が走りました。それは東日本大震災です。僕はテレビで、今も未だ家に帰ることの出来ない方々や、大切なものを失われた方々が多くいらっしゃる事を知りました。僕には想像もつかないような、大変な苦勞をされているのだと思います。そんな中で僕達に出来ることは、一日でも早く被災地が復興し、多くの方が笑顔になれるよう、一人一人が手を取り合って支え合う事が大切なのだと思います。

僕は復興特別税というものに興味を持ちました。復興特別税というのは、東日本大震災の被災者救援の財源確保が目的の税で、対象となる税目は、個人の所得、つまり稼ぎに対してかかる所得税という税金と、法人、つまり会社などにかかる法人税という税金、最後に、住んでいる都道府県、市区町村に納める住民税という税金、これら三つの税からなるものだそうです。

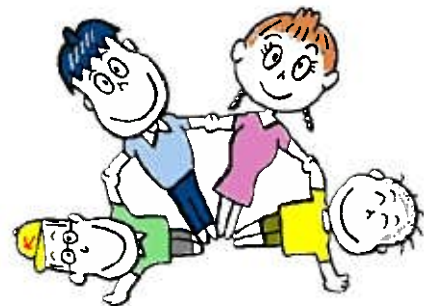
僕はこれを知って、復興特別税とは、主に全ての方が支払う税なので、一人一人の人間が密接に被災地の復興と関わっているのだと感じました。これは、復興特別税に限ったことではありません。僕達国民が払う税金全てにおいて、「必ず何かの役に立っている。」そう考えると、税金に対する考え方も変わってくるのではないのでしょうか。そして、もしも自分達が被災者側の立場になり、復興特別税などの、税金による支援を受けた時、改めて自分達のしてきた納税という行為、そして税金の意味を知るのだらうと思います。

僕は正直、税金についてあまり知りませんが、今回、税についての作文を書いたことによって、確実に分かった事が二つあります。

まず一つは、自分も社会に貢献している、ということ。直接的とは言えないかもしれないけど、税金を支払うことで少しでも社会に貢献していると思うと、嬉しい気持ちになります。

そして二つ目は、一人じゃないんだ、ということ。今回僕が題名を、復興と税金にした理由はここにあります。なぜなら、いくら一人の人が被災地を復興させようと奮起したとしても、どうにかなることはありません。ですが国民全員で協力すれば、どんな困難だって乗り越えられると思っています。国民が税金を納め、その税金で復興の手伝いをする。これこそが、一人一人が手を取り合って支え合うということなのではないでしょうか。僕たちは一人じゃないと思います。

最後に、心から、被災地の一日でも早い復興を祈ります。





# 品川区長賞

## 「形を変えて生活を支える税金」

品川区立小中一貫校荏原平塚学園 九学年 吉澤 唯

私は今、病院で治療しても費用がかかりません。それは品川区に子育てをしやすくするために中学生までの医療費がかからない制度があるからです。実はそのお金は税金でまかなわれています。母もこの制度のおかげで、安心して子育てができたと言っています。

そこで、他にも税金はどんなところで使われているのか気になり、詳しく調べてみることにしました。税は大きく三つの目的で使われています。それは、安全に関わること、快適な暮らしにつながること、支え合いに関わることです。具体的には、安心・安全な暮らしを送るために警察や消防の活動を税金が支えています。快適な暮らしに関わることは、ゴミ処理をしたり公園の整備が行われています。支え合いに関わることは、お年寄りや体の不自由な人への社会保障に当てられています。その他にも宇宙開発や海外援助にも使われているそうです。

自分の身近なところでは、授業で使っている教科書が無償で配布されているのも税金が使われていますし、印刷して配られるお手紙や学習プリントの紙、美術で使う画用紙なども税金を使って購入されています。学校で使っているものの多くが税金でまかなわれているということが当たり前の環境にいる私にとって、父に聞いた話は驚きでした。それは

東日本大震災の被災地での話です。被災地では、学校で使う画用紙などが不足していて、自由に使えない状況なので保護者からお金を集めて購入しているそうです。私はその話を聞いて、被災地の人にはただでさえ苦勞が多いのに、厳しい条件の中で学んでいるんだなあとびっくりし、もっと復興にお金をかけるべきだと思いました。学校の復旧、住宅の整備、がれきの処理、原発対策など、被災地の人々が少しでも早く暮らしやすくするために税金を使ってほしいです。

また、この夏ニュースで異常気象による大雨、土砂災害、河川の氾濫などの映像をよく目にしました。私たちの住んでいる東京でも大きな地震が起こると言われています。様々な災害対策にも計画的に予算を使ってほしいと思っています。

今、日本はお金が足りず国債を発行しています。さらに、少子高齢化が進み、たくさんの税金を集めないで社会が成り立っていかなくなります。そこで消費税の増税が行われる見通しです。個人の負担が大きくなる分、税金の使い道の優先順位をよく考えて、一人一人が安心して生活していけるような使い道をしてほしいと思います。私自身も税金の必要性を考え、きちんと納税する大人になりたいと思います。

【荏原税務署管内】

## 他の入賞作品受賞者をご紹介します

### 【品川税務署管内】

☆全国納税貯蓄組合連合会優秀賞	攻玉社中学校	芹澤 宏樹
☆品川税務署長賞	東海中学校	岡本 華穂
	大崎中学校	中嶋 萌夏
☆東京都品川都税事務所長賞	攻玉社中学校	松尾 卓裕
☆品川区教育長賞	鈴ヶ森中学校	市村 玲奈
☆東京納税貯蓄組合総連合会会長賞	伊藤学園	林 風和
☆品川納税貯蓄組合連合会会長賞		
東海中学校	加藤 里佳	伊藤学園
品川学園	稲葉 綾香	鈴ヶ森中学校
日野学園	佐藤 陽奈	富士見台中学校
大崎中学校	市川 穂	八潮学園
浜川中学校	伊藤 愛理	
		五味 優花
		亀山 拓実
		北原 雅乃
		齋藤 史昶也

### 【荏原税務署管内】

☆一般財団法人大蔵財務協会理事長賞	荏原平塚学園	吉澤 唯
☆荏原税務署長賞	荏原第一中学校	石井 彩音
	荏原第六中学校	森山 菜美
☆東京都品川都税事務所長賞	荏原第一中学校	南里 瑛伊美
☆品川区教育長賞	豊葉の杜学園	吉田 玲奈
☆東京納税貯蓄組合総連合会会長賞	荏原第一中学校	南里 瑛伊美
☆荏原納税貯蓄組合連合会会長賞		
荏原第一中学校	増田 彩乃	戸越台中学校
荏原第五中学校	金澤 千恵	荏原平塚学園
荏原第五中学校	松本 花奈	豊葉の杜学園
荏原第六中学校	和泉 怜緒菜	
戸越台中学校	三谷 裕也	
		坂本 真唯
		小田 大成
		藤原 ほのか

# 個人住民税(特別区民税・都民税)改正のお知らせ

## 均等割税率の変更

東日本大震災に伴う復旧・復興のための臨時的な税制上の措置として、地方公共団体が実施する防災施策費用の財源に充てるため、平成26年度から平成35年度までの間、均等割を特別区民税・都民税それぞれ年額500円引き上げます。



## 給与所得控除の上限設定

平成26年度から、給与所得控除額について前年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合、245万円の上限が設けられます。



## 特定支出控除の見直し

平成26年度から、給与所得者の特定支出の適用範囲が次のとおり拡大されます。

- ◆適用範囲に、図書費・衣服費などの勤務必要経費(上限65万円) 弁護士・公認会計士・税理士などの資格取得費を追加します。
- ◆適用範囲の基準額を、給与所得控除額の2分の1とします。(給与収入1,500万円超の場合は125万円)



## ★年金収入の方でも住民税申告が必要な場合があります★

年金収入400万円以下で確定申告が不要でも、次の方は住民税の申告が必要です

- ◎年金支払者に申告していない扶養控除、障害者控除、寡婦・寡夫控除がある
- ◎年金天引き以外で納付した社会保険料がある
- ◎生命保険料控除や地震保険料控除がある

※所得税の還付がある場合は税務署へ確定申告をしてください。

申告をすると、  
税額が低くなる可能性があります。

### 《住民税申告には次の書類が必要です》

- 給与・年金の源泉徴収票など(年間収入がわかるもの)
- 医療費領収書
- 寄附金領収書



こちらの控除証明書は、給与の源泉徴収票に記載されてる場合は必要ありません

- ・国民年金保険料控除証明書
- ・生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除証明書
- ・小規模企業共済等掛金控除証明書



## 住民税相談のご案内

- 課税に関すること Tel (5742) 6663~6
- 納税に関すること Tel (5742) 6671~3
- 証明書に関すること Tel (5742) 6662

受付時間 月曜~金曜  
午前8時30分から午後5時  
ただし火曜日は午後7時まで(祝日は休み)

## 区税・都税合同ギャラリー

日程 平成26年2月3日(月)~21日(金)

場所 防災センター 3階ロビー

税の制度やしきみについてのパネル展示や、  
税の作文、絵はがきコンクールの受賞作品を展示します。